

## 質 問 回 答

2022年9月30日

アフリカ地域環境社会配慮モニタリング支援及びプロフィール整理に係る情報収集・確認調査（公示日：2022年9月21日／調達管理番号：22a00535）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第3章 4.見積書作成にかかる留意事項(p24) (2) 別見積りについて	5) その他(以下に記載の経費)」として現地セミナー開催とあります。 特記仕様書の第5条では、セミナーはオンラインでの開催を検討との記載がありますが、現地でセミナーを開催する費用についても見積を行うとの事でしょうか。	現地でのセミナーはオンライン・対面いずれの形式をご提案いただくことでも構いません。対面をご提案いただく場合のみ、費用積算をお願いいたします。
2	P.22「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項	2. 業務実施上の条件(2)業務量目途と業務従事者構成案」において、「3) 渡航回数(目途各員2回のべ4渡航)なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。」とされていますが、こちらは例えばウガンダ→ルワンダ、などの国間移動は提案として認められますでしょうか。またその場合、日本発着ではなく、対象国間の航空券を見積ることとなるでしょうか。	国間移動をご提案いただくことは可能です。国間移動を想定する場合には、対象国間の航空賃の見積を提出してください。
3	P.22「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項	2. 業務実施上の条件(3)現地再委託」において、「以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。」とありますが、一部の国について、再委託のかわりに、レビュー対象案件を担当し、JICA ガイドラインを熟知した「現地備	可能です。 ご質問では、国によって一部を傭人雇用に振り分ける想定ですので、この場合は傭人雇用に振り分ける国については「一般業務費－特殊傭人費」として定額計上し、それ以外の国の分は再委託経費として計上ください(これらの再委託可能

		<p>人」の雇用に振り分けることは可能でしょうか。</p>	<p>な業務の分の定額計上額の合計は 5,600 千円としてください)。傭人雇用を予定する場合の詳細は、契約交渉で確認致します。</p> <p>これに伴い、P.22「第 3 章4. (3)2)現地再委託経費」の記載を次のとおり変更します。</p> <p><b>【変更前】</b> 2)現地再委託経費 5,600,000 円(消費税抜き)</p> <p><b>【変更後】</b> 2)現地再委託経費 5,600,000 円(消費税抜き) 各国別の内訳の想定額は次のとおり。 ケニア: 1,200,000 円(消費税抜き) タンザニア:1,200,000 円(消費税抜き) ルワンダ: 1,600,000 円(消費税抜き) ウガンダ: 1,600,000 円(消費税抜き) 一部の国について再委託でなく傭人雇用で対応する場合は、同じ金額を一般業務費-特殊傭人費に計上することも可とする。</p> <p>特殊傭人計上の部分でも「現地再委託を認めるとしていた業務のみに従事」する者(=定額を計上)とそれ以外の者とを区別してください。</p>
4	P.11「第5条 調査の内容	(2)ルワンダ、ウガンダ ① 国内準備期間(2022年11月下旬～2023年1月下旬)」において、「(ア) 2021 年度に実施した「全世界環境社会配慮監理能力強化支援に関する情報収	ご認識の通りです。

		集・確認調査」の成果及び今後の課題について確認する。」とされていますが、2021 年度業務ではルワンダ、ウガンダは対象としておりません。これは例えばケニア、タンザニアでの事例を確認・参考にするという認識でよろしいでしょうか。	
5	その他	今回「環境社会配慮モニタリング支援」として、「JICA に未提出の場合は、レポートを取り付け、内容を確認する」とありますが、相手は公的機関であるため、コンサルタント、再委託等の民間企業による依頼での取り付けは非常に困難であり、この取り付け作業が業務の大きな遅延要因となる懸念があります。この取り付けについては、貴機構現地事務所によるご支援が不可欠と思いますが、ご協力が得られるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通り、実施機関への依頼等については必要に応じて JICA から働きかけを行います。

以上